

安全保障の観点から見た八王子市の防災危機管理の在り方

A view of Security : the ideal of Hachioji City for Disaster Risk Management

安全保障ゼミナール

田中咲衣

指導教員 大浜明弘

日本文化大学 法学部 法学科 安全保障ゼミナール

安全保障の概念のうち、人間の安全保障に着目し、八王子市の災害の特色の一つである豪雨、洪水等などの異常な自然現象（リスク）による被害（クライシス）を最小化するための防災危機管理の在り方の提案

キーワード：安全保障，水害，リスク，クライシス，ハザードマップ

安全保障とは多義的な概念である。一般的には、外交 (Diplomacy) ・ 情報 (Intelligence) ・ 軍事 (Military) ・ 経済/エネルギー (Economic/Energy) から成り立つ概念である DIME (ダ임) を論点として世界・日本・地域の情勢を分析し、課題等の解決が目指される。私たち日本文化大学では、法学部の単科大学の中で、安全保障の講座を持つ稀有な特徴を持っている。その中で、私たちは、ゼミナールで安全保障に関する法を研究しているグループである。

安全保障の中には、人間の生存と繁栄、基本的人権の享受を含む「人間の安全保障」という概念が存在する。その中でも、個人の生命・身体・財産の保護および社会の秩序維持（公序）を目的とする「災害対策」は、「人間の安全保障」の観点からも、重大な取り組みであるといえる。私たちが定義している「防災危機管理」とは、災害の原因の可能性（リスク）を未然に防止し、発生時（クライシス）に対処することをいう。この「防災危機管理」は、「災害大国」とも称される日本において、「人間の安全保障」を確保する上でも重大な意義を持つと考えられる。基礎的地方公共団体である市町村は、住民の生命・身体・財産を災害から保護するためのいわば第一義的な法人であるといえる。私たちは、八王子市に所在する法学部単科大学の安全保障を研究する大学生のグループとして、人間の安全保障および災害対策

基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）をはじめとする行政法の視点から、八王子市の防災危機管理の在り方・理想について研究してきた。

八王子市の現状としては、災害の中でも特に水害のリスクが高いことが認められる。八王子市所在の大学法学部で安全保障を研究する学生として、安全保障の観点から見た八王子市の防災危機管理の在り方について提言することは、以下のとおりである。

Ⅲ 災害と防災の定義

災害の定義⇒災害対策基本法第2条1項

自然災害

自然災害：暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮
地質関連：崖崩れ、土石流、地滑り
地球物理学的：地震、津波、火山噴火

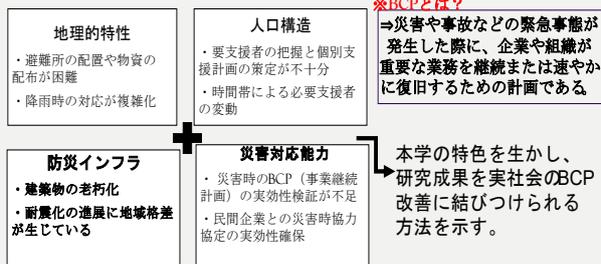
人為災害

大規模火災：爆発事故

その他

上記に類する被害を及ぼすもの
(政令で定められたもの)

IV 八王子市の防災計画における主要な課題と問題提起



V 八王子市の水害リスク

八王子市は堅い岩盤に守られていることから地震の被害は少ないが、河川は大小複数流れている。そのため、短時間に集中して雨が降ると河川の氾濫等が起きる。

⇒床下・床上浸水といった被害が4年に一度は起きている

1. 川口町2019年10月の台風19号（令和元年東日本台風）の際、浅川の氾濫により浸水被害が発生。
2. 館町2015年9月の関東・東北豪雨の際、南浅川の増水により一部地域で浸水被害が発生。
3. 北野町2008年8月末の集中豪雨により、谷地川の水位が上昇し、一部地域で内水氾濫が発生。
4. 左入町2019年の台風19号時に、城山川の増水により道路の冠水や一部住宅への浸水被害が発生。
5. 下恩方町2007年9月の台風9号の影響で、山間部での土砂崩れが発生し、道路が寸断される被害が発生。

⇒土砂災害のリスクが高く、救助が困難



第1に、防災教育、防災訓練、講習会等のさらなる向上への取り組みにより、市民の防災への関心を高めることである。施策の内容としては、教育、訓練の内容の充実を考えている。発表時に、明らかにしてまいりたい。

第2に、現在、市が市民に対し周知しているハザードマップの活用施策の推進である。八王子市が市民に提供しているハザードマップは、豪雨、洪水等の原因の異常な自然現象（原因）とそれが及ぼす被害（結果）をビジュアルで確認（視認）できる「災害危機管理」のための重要なツールである。これをより一層活用するための方途を考えていきたい。

第1の防災訓練は、講習会の推進、ボランティアとの連携、各学校相互の連携等が挙げられる。教育、訓練の内容の充実を図り、かつ、比較的軽易に参画できる方法を普及していくことが求められる。市の抱える問題や課題認識への貢献を含め発表時に明らかにしてまいりたい。災害危機管理に当たっては、

若い世代を中心に防災への関心を高めることが期待される。それにより、近年多発している災害から自分の身を守る自主性と正しい知識を基に対処することができる。

2つ目のハザードマップの活用は、特に、若年層の関心やその活用に改善の余地が認められる。災害時にはスマートフォンも使えなくなりナビゲーションがなくなるため、電子機器に頼ることが出来ず、紙媒体だけが頼りになることが予想される。そこで平素からハザードマップを確認・活用することで、災害時に、緊急避難場所を探し出し、一人でも安全に避難することが期待される。

災害対策基本法では、「住民等の責務」が規定されている（第7条）。本来、住民には住民としての責務、努力義務がある。私たちは、八王子市に所在する大学法学部の安全保障を研究する学生という「住民等」の一員として、住民等の責務を果たし、地域に貢献する責務があると自覚している。それは、本学の「建学精神と使命」を達成することでもあり考えている。

以上、私たちが2点を提案する趣旨および理由である。八王子市で、特に多い災害の種類が水害である。水害時に八王子市内に所在する私たち学生を含む市民相互が協力しあい、被害の最小化を達成するよう、地域貢献に努めてまいりたい。